

企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。

令和 6 年 4 月 12 日
国家公務員共済組合連合会
年金企画部長 辻 雅彦

- 1 件 名 退職等年金給付制度支援業務
- 2 業務期間 契約締結日（令和 6 年 6 月予定）から令和11年 3 月31日まで
- 3 業務内容 仕様書に定める
- 4 企画競争参加資格
 - (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
 - (2) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度の国家公務員共済組合連合会一般競争（指名競争）参加資格を有しているか、又は令和 4 ・ 5 ・ 6 年度の全省庁統一資格「役務の提供等（A）」に格付けされている者であって、「調査・研究」の営業品目を選択した者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
 - (4) 企画書等提出及び企画書等の選考の時点において国家公務員共済組合連合会又は国（各省庁）等から取引停止又は指名停止を受けていない者であること。
 - (5) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第97条第 2 項に規定する年金数理人を常時 2 人以上擁する法人であって、本委託業務に当該複数の年金数理人が従事して行うことができる法人であること。
 - (6) 守秘性に関する要件として次を満たすこと
 - ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。
 - ② 重要情報についてその取扱基準を確立していること。

③ 業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者へ漏えいしない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

(7) 事前に企画競争説明書の交付を受けた者であること。

5 企画競争説明書の交付日時、場所及び担当部署

企画競争説明書（企画競争要領、仕様書及び参加申込書を含む。）の交付を受ける者は、別添 1 「目的外使用避止義務及び守秘義務誓約書」及び別添 2 「企画競争説明書電子媒体送付希望先電子メールアドレス」を事前に記入し、次の(1)の日時に(2)の場所まで持参し提出すること。なお、持参に際しては、事前に ((1)の日時に限る) (3)の担当まで連絡して訪問日時を取り決めること。

なお、送信ドメイン認証（SPF及びDKIM）に対応している場合は、別添 1 への押捺を省略し、電子メールにより提出して差支えない。この場合、提出先電子メールアドレスは(3)の担当まで問い合わせること（迷惑メール防止のため本書面には送付先電子メールアドレスを記載していない。）とし、別添 2 の提出は不要とする（提出元電子メールアドレス宛て企画競争説明書電子媒体を送付する。）。

(1) 日 時：令和 6 年 4 月 12 日(金)から令和 6 年 4 月 25 日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の、10時から12時及び13時から16時まで。

電子メールの場合、25日(木)16時までであれば、平日12時から13時及び16時から翌10時や土曜日、日曜日及び祝日であっても差し支えない。

(2) 場 所：〒102-8081 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 10 九段合同庁舎 3 階
国家公務員共済組合連合会 年金企画部

(3) 担 当：国家公務員共済組合連合会 年金企画部

（担当：数理第二課 山崎、大野）

電話：03 - 3222 - 1841（代表） （内線：233、240）

6 企画競争説明会の開催日時及び場所

(1) 日 時：令和 6 年 4 月 30 日(火) 11：00開始

(2) 場 所：〒102-8081 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 10 九段合同庁舎 2 階
第 1 会議室

7 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法：紙媒体及び電子媒体
- (2) 提出先：企画競争説明書で指定
- (3) 提出期限：令和6年5月9日(木) 16：00まで

8 ヒアリング審査会（プレゼンテーション）の実施日時及び場所

- (1) 日 時：令和6年5月頃（詳細は企画提案書提出者へ別途通知する。）。
- (2) 場 所：〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎を予定。

9 企画競争の審査結果の通知日

令和6年5月14日(火)以降、書面（電子メールを含む。）にて通知する。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除とする。
- (3) 企画競争参加に当たっては、前記4(7)及び5のとおり、「目的外使用禁止義務及び守秘義務誓約書」の提出が必要となる。
- (4) 一企業一提案とし、原則、提出書類の返却は行わない。
- (5) 応募に係る費用は応募者の負担とする。
- (6) 提出書類に不備がある場合、受付不可とすることがある。
また、提出書類に虚偽の記載がある場合、失格となる。
- (7) 採択者の決定方法：
予め提示した予算額の範囲内でかつ当連合会の企画評価委員会において、提出された企画提案書等を審査し、最優秀提案者を採択者とする。ただし、当連合会が求める水準を満たす提案者がいない場合には採択者を決定しない場合がある。
- (8) その他詳細は企画競争説明書による。

以上